

いっどこで起きてもおかしくない 大地震。地震保険に入っていますか？

平成7年1月17日

地震対策を
見直すきっかけとなった

阪神・淡路大震災

平成16年10月23日

約176年間大地震が
発生していなかった

新潟県中越地震

平成30年9月6日

北海道全域で大規模停電
(ブラックアウト)が発生した

北海道胆振東部地震

平成30年6月18日

大阪府内で震度6弱が観測
されたのは観測史上初めて

大阪北部地震

平成17年3月20日

約100年間大地震が
発生していなかった

福岡県西方沖地震

平成23年3月11日

津波や液状化現象など広域に
未曾有の被害をもたらした

東日本大震災

南海トラフ

平成28年4月14日・16日

震度7の地震が同一地域で
連続して発生したのは震度7が
設定された1949年以降初めて

熊本地震

南海トラフ地震とは

駿河湾から九州にかけての南海トラフで起こる、M8から9クラスの巨大地震。30年以内の発生率は70%程度といわれ、家屋の全壊棟数は約240万棟と想定されています。

震度6以上または100人以上の死者・
行方不明者を出した大地震

●日本付近で発生した主な被害地震の震央分布
(平成7年～平成30年) (気象庁 気象統計情報より)

地震保険の保険金は、被災時の “生活再建資金”となります。



森の賢者“ふうた”


◎地震・噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害は**地震保険**で補償します！
(災害保険ではお支払いできません)

◎地震保険は、**火災保険とセット**で加入することができます！(単独では加入できません)



一般社団法人 **日本損害保険代理業協会**

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目12-1 新有楽町ビル3階321区
TEL:03-3201-2745 URL <https://www.nihondaikyo.or.jp/>

 **0120-165-155**

受付時間 9:00～17:00(月～金曜日)



地震保険をご存知ですか？

地震保険はどんな時に役立つの？

地震保険では、火災保険で補償されない**地震・噴火・津波**により、家屋や家財が火災・損壊・埋没・流出の損害を被った時に、保険金が支払われます。

お支払い例



地震により**火災**が発生し家が焼失した



地震により家が倒壊した



津波により家が流された



液状化により建物が傾いた
(または沈下した)

保険金が支払われない主な場合等

- 損害の程度が一定程度以上とならない場合
- 地震等の際における紛失または盗難
- 地震等の発生した日の翌日から10日経過後に生じた損害

支払いは大丈夫なの？

地震による被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、その手助けを目的として、1996年に「地震保険に関する法律」が制定されました。地震保険はこの法律に基づいて、政府と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、保険金は確実に支払われます。



政府



地震保険



保険会社

地震保険料控除とは？

払込んだ保険料が、その年の契約者の所得から控除されます。

	控除対象額
所得税 (国税)	地震保険料の全額 (最高50,000円)
個人住民税 (地方税)	地震保険料の全額 (最高25,000円)

※令和元年8月現在の税法上の取扱いを記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

よくある質問(FAQ)



地震保険は単独で加入できますか？



地震保険単独での加入はできません。
火災保険とセットで加入することができます。



地震保険の対象はどのようなものですか？



地震保険の対象は「**居住用建物**」と「**家財**」です。ただし、自動車や1個または1組の価格が30万円を超える貴金属や美術品などは対象外です。



火災保険と同じ保険金額が設定できますか？



地震保険の保険金額はセットで加入する**火災保険の30%~50%の範囲内**となります。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

詳しくは、各都道府県代理業協会の加盟代理店へご相談ください。

都道府県代理業協会の連絡先

<https://www.nihondaikyo.or.jp/>

または、フリーダイヤル **0120-165-155** にお問合せください。